

赤磐市地域防災計画【第2編第2章第1節】新旧対照表

改正後	現行																																																																																																
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>第1節 応急活動体制計画</b> </div> <p style="text-align: right;">全部（全課・室：全班）</p> <p>第1 市の配備体制</p> <p>1 注意体制（災害対策連絡室）</p> <p>(1) 注意体制配備基準</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>配備基準</th> <th>本庁</th> <th>赤坂</th> <th>熊山</th> <th>吉井</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>赤磐市に次のいずれかの注意報若しくは警報が発表され、災害の発生が予想されるとき ・大雨注意報・洪水注意報・大雪注意報</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>下記の水位観測所の水位が水防団待機水位に達したとき <b>吉井川</b> (熊山支所管内)・津瀬 5.0m (吉井支所管内)・周匝 2.5m (美咲町)・塚角 2.4m <b>砂川</b> <b>正崎 2.0m</b></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>管内の中小河川が増水し、災害発生までかなりの時間的余裕があるが、今後の状況の推移に注意を要するとき</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>各支所より注意体制をとった旨の通知があったとき</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>その他の状況により、くらし安全課長（市民生活課長）が必要と認めたとき</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 警戒体制（警戒本部）</p> <p>(1) 警戒体制配備基準</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>配備基準</th> <th>本庁</th> <th>赤坂</th> <th>熊山</th> <th>吉井</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>赤磐市に次のいずれかの警報が発表され、災害の発生が予想されるとき ・暴風警報・大雨警報・洪水警報・暴風雪警報</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>	No.	配備基準	本庁	赤坂	熊山	吉井	①	赤磐市に次のいずれかの注意報若しくは警報が発表され、災害の発生が予想されるとき ・大雨注意報・洪水注意報・大雪注意報	○	○	○	○	②	下記の水位観測所の水位が水防団待機水位に達したとき <b>吉井川</b> (熊山支所管内)・津瀬 5.0m (吉井支所管内)・周匝 2.5m (美咲町)・塚角 2.4m <b>砂川</b> <b>正崎 2.0m</b>	○		○	○	③	管内の中小河川が増水し、災害発生までかなりの時間的余裕があるが、今後の状況の推移に注意を要するとき	○	○	○	○	④	各支所より注意体制をとった旨の通知があったとき	○	○	○	○	⑤	その他の状況により、くらし安全課長（市民生活課長）が必要と認めたとき	○	○	○	○	No.	配備基準	本庁	赤坂	熊山	吉井	①	赤磐市に次のいずれかの警報が発表され、災害の発生が予想されるとき ・暴風警報・大雨警報・洪水警報・暴風雪警報	○	○	○	○	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>第1節 応急活動体制計画</b> </div> <p style="text-align: right;">全部（全課・室：全班）</p> <p>第1 市の配備体制</p> <p>1 注意体制（災害対策連絡室）</p> <p>(1) 注意体制配備基準</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>配備基準</th> <th>本庁</th> <th>赤坂</th> <th>熊山</th> <th>吉井</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>赤磐市に次のいずれかの注意報若しくは警報が発表され、災害の発生が予想されるとき ・大雨注意報・洪水注意報・大雪注意報</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>下記の<b>吉井川</b>水位観測所の水位が水防団待機水位に達したとき (熊山支所管内)・津瀬 5.0m (吉井支所管内)・周匝 2.5m (美咲町)・塚角 2.4m</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>管内の中小河川が増水し、災害発生までかなりの時間的余裕があるが、今後の状況の推移に注意を要するとき</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>各支所より注意体制をとった旨の通知があったとき</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>その他の状況により、くらし安全課長（市民生活課長）が必要と認めたとき</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 警戒体制（警戒本部）</p> <p>(1) 警戒体制配備基準</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>配備基準</th> <th>本庁</th> <th>赤坂</th> <th>熊山</th> <th>吉井</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>赤磐市に次のいずれかの警報が発表され、災害の発生が予想されるとき ・暴風警報・大雨警報・洪水警報・暴風雪警報</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>	No.	配備基準	本庁	赤坂	熊山	吉井	①	赤磐市に次のいずれかの注意報若しくは警報が発表され、災害の発生が予想されるとき ・大雨注意報・洪水注意報・大雪注意報	○	○	○	○	②	下記の <b>吉井川</b> 水位観測所の水位が水防団待機水位に達したとき (熊山支所管内)・津瀬 5.0m (吉井支所管内)・周匝 2.5m (美咲町)・塚角 2.4m	○		○	○	③	管内の中小河川が増水し、災害発生までかなりの時間的余裕があるが、今後の状況の推移に注意を要するとき	○	○	○	○	④	各支所より注意体制をとった旨の通知があったとき	○	○	○	○	⑤	その他の状況により、くらし安全課長（市民生活課長）が必要と認めたとき	○	○	○	○	No.	配備基準	本庁	赤坂	熊山	吉井	①	赤磐市に次のいずれかの警報が発表され、災害の発生が予想されるとき ・暴風警報・大雨警報・洪水警報・暴風雪警報	○	○	○	○
No.	配備基準	本庁	赤坂	熊山	吉井																																																																																												
①	赤磐市に次のいずれかの注意報若しくは警報が発表され、災害の発生が予想されるとき ・大雨注意報・洪水注意報・大雪注意報	○	○	○	○																																																																																												
②	下記の水位観測所の水位が水防団待機水位に達したとき <b>吉井川</b> (熊山支所管内)・津瀬 5.0m (吉井支所管内)・周匝 2.5m (美咲町)・塚角 2.4m <b>砂川</b> <b>正崎 2.0m</b>	○		○	○																																																																																												
③	管内の中小河川が増水し、災害発生までかなりの時間的余裕があるが、今後の状況の推移に注意を要するとき	○	○	○	○																																																																																												
④	各支所より注意体制をとった旨の通知があったとき	○	○	○	○																																																																																												
⑤	その他の状況により、くらし安全課長（市民生活課長）が必要と認めたとき	○	○	○	○																																																																																												
No.	配備基準	本庁	赤坂	熊山	吉井																																																																																												
①	赤磐市に次のいずれかの警報が発表され、災害の発生が予想されるとき ・暴風警報・大雨警報・洪水警報・暴風雪警報	○	○	○	○																																																																																												
No.	配備基準	本庁	赤坂	熊山	吉井																																																																																												
①	赤磐市に次のいずれかの注意報若しくは警報が発表され、災害の発生が予想されるとき ・大雨注意報・洪水注意報・大雪注意報	○	○	○	○																																																																																												
②	下記の <b>吉井川</b> 水位観測所の水位が水防団待機水位に達したとき (熊山支所管内)・津瀬 5.0m (吉井支所管内)・周匝 2.5m (美咲町)・塚角 2.4m	○		○	○																																																																																												
③	管内の中小河川が増水し、災害発生までかなりの時間的余裕があるが、今後の状況の推移に注意を要するとき	○	○	○	○																																																																																												
④	各支所より注意体制をとった旨の通知があったとき	○	○	○	○																																																																																												
⑤	その他の状況により、くらし安全課長（市民生活課長）が必要と認めたとき	○	○	○	○																																																																																												
No.	配備基準	本庁	赤坂	熊山	吉井																																																																																												
①	赤磐市に次のいずれかの警報が発表され、災害の発生が予想されるとき ・暴風警報・大雨警報・洪水警報・暴風雪警報	○	○	○	○																																																																																												

①	赤警市に次のいずれかの警報が発表され、災害の発生が予想されるとき ・暴風警報・大雨警報・洪水警報・暴風雪警報	○	○	○	○
②	下記の水位観測所の水位がはん濫注意水位に達し、なお水位の上昇が認められるとき <b>吉井川</b> (熊山支所管内)・津瀬 6.4m (吉井支所管内)・周匝 3.5m ・(美咲町)・塚角 4.1m <b>砂川</b> <b>正崎 2.5m</b>	○		○	○
③	管内の中小河川が増水し、災害発生までかなりの時間的余裕があるが、今後の状況の推移に注意・警戒を要するとき	○	○	○	○
④	各支所より警戒体制をとった旨の通知あったとき	○	○	○	○
⑤	その他の状況により、総務部長(支所長)が必要と認めたととき	○	○	○	○

(2) (略)

(3) (略)

### 3 特別警戒体制(特別警戒本部)

#### (1) 特別警戒体制配備基準

No.	配 備 基 準	本庁	赤坂	熊山	吉井
①	自主避難が開始され、避難準備情報の伝達、避難勧告・指示を発令する必要があるとき	○	○	○	○
②	管内において局地的な災害又は重大な事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき	○	○	○	○
③	下記の水位観測所の水位が避難判断水位に達し、なお上昇を認めるとき <b>吉井川</b> (熊山支所管内)・津瀬 8.5m (吉井支所管内)・周匝 6.0m ・(美咲町)・塚角 5.8m <b>砂川</b> <b>正崎 3.0m</b>	○	○	○	○

②	下記の <b>吉井川</b> 水位観測所の水位がはん濫注意水位に達し、なお水位の上昇が認められるとき (熊山支所管内)・津瀬 6.4m (吉井支所管内)・周匝 3.5m ・(美咲町)・塚角 4.1m	○		○	○
③	管内の中小河川が増水し、災害発生までなりの時間的余裕があるが、今後の状況の推しに注意・警戒を要するとき	○	○	○	○
④	各支所より警戒体制をとった旨の通知があったとき	○	○	○	○
⑤	その他の状況により、総務部長(支所長)が必要と認めたととき	○	○	○	○

(2) (略)

(3) (略)

### 3 特別警戒体制(特別警戒本部)

#### (1) 特別警戒体制配備基準

No.	配 備 基 準	本庁	赤坂	熊山	吉井
①	自主避難が開始され、避難準備情報の伝達、避難勧告・指示を発令する必要があるとき	○	○	○	○
②	管内において局地的な災害又は重大な事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき	○	○	○	○
③	下記の <b>吉井川</b> 水位観測所の水位が避難判断水位に達し、なお上昇を認めるとき (熊山支所管内)・津瀬 8.5m (吉井支所管内)・周匝 6.0m ・(美咲町)・塚角 5.8m	○	○	○	○
④	各支所より特別警戒体制をとった通知があったとき	○	○	○	○
⑤	その他の状況により、副市長が必要と認めたととき	○	○	○	○

(2) (略)

(3) (略)

### 4 非常体制(災害対策本部)

#### (1) 非常体制配備基準

No.	配 備 基 準	本庁	赤坂	熊山	吉井
①	下記の <b>吉井川</b> 水位観測所の水位がはん濫危険水位に達し、洪	○	○	○	○

④	各支所より特別警戒体制をとった旨の通知があったとき	○	○	○	○
⑤	その他の状況により、副市長が必要と認めたとき	○	○	○	○

(2) (略)

(3) (略)

#### 4 非常体制（災害対策本部）

##### (1) 非常体制配備基準

No.	配 備 基 準	本庁	赤坂	熊山	吉井
①	下記の水位観測所の水位がはん濫危険水位に達し、洪水の発生するおそれがあるとき <b>吉井川</b> (熊山支所管内)・津瀬 9.6m (吉井支所管内)・周匝 8.4m (はん濫危険水位の設定ではないが、それに相当する水位) <b>砂川</b> <b>正崎 3.9m</b> (はん濫危険水位の設定ではないが、それに相当する水位)	○	○	○	○
②	管内において災害救助法を適用する災害又は重大な事故が発生したとき	○	○	○	○
③	その他の状況により、市長（支所長）が必要と認めたとき	○	○	○	○
④	各支所より非常体制をとった旨の通知があったとき	○	○	○	○

(2) (略)

(3) (略)

##### 第2 職員の動員及び参集

1～2 (略)

##### 第3 災害対策本部の設置

(略)

1～2 (略)

別紙

1～3 (略)

	水の発生するおそれがあるとき (熊山支所管内)・津瀬 9.6m (吉井支所管内)・周匝 8.4m (はん濫危険水位の設定ではないが、それに相当する水位)				
②	管内において災害救助法を適用する災害又は重大な事故が発生したとき	○	○	○	○
③	その他の状況により、市長（支所長）が必要と認めたとき	○	○	○	○
④	各支所より非常体制をとった旨の通知があったとき	○	○	○	○

(2) (略)

(3) (略)

##### 第2 職員の動員及び参集

1～2 (略)

##### 第3 災害対策本部の設置

(略)

1～2 (略)

別紙

1～3 (略)